

業者登録受付システム 入力例(測量・建設コンサルタント等)

■寝屋川市に登録する事業所情報	
本店・支店の区分	支店・営業所等での登録 ※いずれか選択
フリガナ	ネヤガワセツケイ ※全角カナ。株式会社等の法人組織名のフリガナは省略
商号又は名称	株式会社寝屋川設計 寝屋川支店 ※全角。(株) (有)等は使用不可。商号
郵便番号	572-8555 ※半角数字。-
所在地 (地番・方書含む)	寝屋川市本町1番1号 ※全角。英数字、カタカナについても全角
代表者職名及び氏名	支店長 寝屋川 一郎 ※全角。職名と氏名の間は1文字空ける。
電話番号	072-825-2594
FAX番号	072-825-2094
メールアドレス	neyagawa@oosaka.jp
メールアドレス(再入力)	neyagawa@oosaka.jp

【フリガナ】
商号のフリガナのみ入力してください。
※株式会社等の法人組織名のフリガナは省略
※促音(「っ」)や拗音(「ゃ」「ゅ」「ょ」)も全て大文字で入力

【商号又は名称】
支店名等がある場合は、支店名の前に全角1スペース空けてください。

【所在地】
番地表記を他書類と統一してください。
大阪府内の場合は、「大阪府」は省略してください。

【代表者職名及び氏名】
職名と氏名の間は全角1スペース空け、
姓と名前の間も全角1スペース空けてください。
個人の場合は、氏名の前に「代表者」と入力してください。
(例) 代表者 寝屋川 一郎

【本店・支店の区分】が「支店・営業所等での登録」の場合は、
本社・本店情報を入力してください。
※本社・本店等で登録の場合は空白のままにしてください。

■本社・本店情報(本社・本店等で登録の場合は入力不要)	
郵便番号	540-8570 ※半角数字
所在地 (地番・方書含む)	大阪市〇〇町〇〇番〇〇号 ※全角。英数字、カタカナについても全角
代表者職名及び氏名	代表取締役 寝屋川 太郎 ※全角。職名と氏名の間は1文字空ける。
電話番号	072-825-2594
FAX番号	06-1234-5678
メールアドレス	osaka@oosaka.co.jp
メールアドレス(再入力)	osaka@oosaka.co.jp ※半角英数字

【所在地】
番地表記を他書類と統一してください。
大阪府内の場合は、「大阪府」は省略してください。

【代表者職名及び氏名】
職名と氏名の間は全角1スペース空け、
姓と名前の間も全角1スペース空けてください。

■営業年数等	
営業年数	40 年 ※半角数字
■自己資本金	
資本金	100000 千円
自己資本額	200000 千円

【営業年数】
商業登記簿謄本及び現況報告書に記載のある年を基準に
計算し1年未満の端数は切り捨ててください。
※個人事業主の創業から営業年数を加算したいという場合は、
開業届等確認できる書類が提出できる場合のみ可能です。

【資本金】
法人の場合・・・商業登記簿謄本及び現況報告書に記載の金額を入力してください。
個人の場合・・・0を入力してください。

【自己資本額】
申請日の直前の決算による金額を入力してください。(千円未満は切り捨て)
法人の場合・・・株主資本等変動計算書の純資産合計額の当期末残高の数値を入力してください。
(評価・換算差額等及び新株予約権の額を含みます)
個人の場合・・・所得税青色申告決算書(一般用)の決算書4ページの貸借対照表(資産負債調)に記載している
負債・資本の部の「事業主借」「元入金」「青色申告特別控除前の所得金額」の合計額から、資産の部の
「事業主貸」を引いた金額を入力してください。金額の記載がない場合は、0を入力してください。

【常勤職員の数】

申請日の直前の営業年度の終了日において常時雇用している従業員数を入力してください。

①技術職員

②事務職員...専ら測量・建設コンサルタント等に従事している職員

③その他の職員...①②以外の職員

※技術職員と事務職員を兼ねている場合は、主に従事しているものにのみ計上してください。

■ 常勤職員の数

技術職員	30 人 ①	30 人 ※半角数字
事務職員	10 人 ②	10 人 ※半角数字
その他の職員	10 人 ③	10 人 ※半角数字
計	50 人	50 人 ※半角数字

■ 所在地区分

所在地区分

準市内（寝屋川市内に支店、営業所等のある業者）

※いずれか選択

【所在地区分】

市内・・・寝屋川市内

準市内・・・寝屋川市内にある支店・営業所等で登録する業者

府内・・・寝屋川市外で大阪府内にある本店、支店・営業所等で登録する業者

府外・・・寝屋川市外で大阪府外にある本店、支店・営業所等で登録する業者

■ ISO関係

ISO9001(品質)

登録日

有効期限

ISO14001(環境)

登録日

有効期限

ISO27001(情報)

登録日

有効期限

プライバシーマーク

有効期限より

有効期限まで

■ 事業者規模

事業者規模

中小企業

※いずれか選択

【ISO】

登録日・・・ISOを最初に取得した日（登録日）を入力してください。

有効期限・・・現在有効な登録期間の終了日を入力してください。

【プライバシーマーク】

現在有効な登録期間の開始日と終了日を入力してください。

【事業者規模】

下記条件に当てはまる場合は中小企業、下記条件を超える場合は大企業となります。

※個人で登録の場合も下記条件に当てはまる場合は中小企業となります。

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人等、大企業にも中小企業にも当てはまらない場合のみ「その他」を選択してください。

	業 種	法人の場合		個人の場合
		資本・出資額	常時従業員	常時従業員
1	製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下	又は 300人以下	300人以下
2	卸売業	1億円以下	又は 100人以下	100人以下
3	小売業	5千万円以下	又は 50人以下	50人以下
4	サービス業	5千万円以下	又は 100人以下	100人以下
5	ゴム製造業	3億円以下	又は 900人以下	900人以下
6	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	又は 300人以下	300人以下
7	旅館業	5千万円以下	又は 200人以下	200人以下

■ 連絡先

連絡先及び担当者

営業部 寝屋川 三郎

※全角。連絡先と担当者の間は1文字空ける。姓と名前の間は1文字空ける。

電話番号

072-825-2594

※半角数字。-（ハイフン）も入力。【例】072-824-1181

FAX番号

072-825-2094

※半角数字。-（ハイフン）も入力。【例】072-825-2094

メールアドレス

neyagawa@oosaka.jp

※半角英数字

メールアドレス（再入力）

neyagawa@oosaka.jp

※半角英数字

【連絡先】
今後寝屋川市が連絡する際に窓口となる担当部署、担当者、連絡先を入力してください。
※行政書士の連絡先は不可

【年間平均実績高】
希望する業種のみ入力してください。

【直前2年間平均】
自動計算項目のため入力は不要です。

■ 年間平均実績高			
	直前2年度分決算	直前1年度分決算	直前2年間平均
測量	10000千円	20000千円	15000千円
建築関係	100000千円	200000千円	150000千円
土木関係	100000千円	200000千円	150000千円
地質調査業務	1000000千円	2000000千円	1500000千円
補償関係	2000千円	2000千円	1500千円
その他	1500千円	1500千円	1500千円
計	1112500千円	2223500千円	1668000千円
※半角数字			

登録を希望する業種以外の業種の実績高は「その他」へ入力し
決算書の売上高の合計と「計」は必ず一致するようにしてください。

直前2年度分決算は、直前1年度分決算の前年度1年間の決算における実績高を入力してください（千円未満は四捨五入）。
直前1年度分決算は、申請日の直前の営業年度1年間の決算における実績高を入力してください（千円未満は四捨五入）。

法人の場合・・・損益計算書の売上高（完成業務収入）を入力してください。
個人の場合・・・所得税青色申告決算書（一般用）の売上（収入）金額を入力してください。

※複数の業種（測量、建築コンサル、土木コンサル、補償コンサル等）を希望し、その中に測量が含まれる場合は、
測量の年間実績高は、「測量法第55条の8の規定に基づく書類」の損益計算書の売上高を入力してください。

【登録業種及び部門】
希望する業種にチェックを入れてください。

■登録業種及び部門

測量	※注1	☒ 測量一般	☐ 地図の調整	☐ 航空測量
建築関係建設コンサルタント	※注2	☒ 建築一般	☐ 意匠	☐ 構造
		☐ 暖冷房	☐ 衛生	☐ 電気
		☐ 建築積算	☐ 機械積算	☐ 電気積算
	※注3	☐ 工事監理(建築)	☐ 工事監理(電気)	☐ 工事監理(機械)
		☐ 調査	☐ 耐震診断	☐ 地区計画及び地域計画
土木関係建設コンサルタント		☐ 河川、砂防及び海岸・海洋	☐ 港湾及び空港	☐ 電力土木
		☒ 道路	☐ 鉄道	☒ 上水道及び工業用水
		☒ 下水道	☐ 農業土木	☐ 森林土木
		☐ 水産土木	☐ 廃棄物	☐ 造園
		☐ 都市計画及び地方計画	☐ 地質	☐ 土質及び基礎
		☐ 鋼構造及びコンクリート	☐ トンネル	☐ 施工計画・施工設備及び積算

点線枠内の部門を希望する方は、「国土交通省確認済」の押印がある最新の現況報告書の全文コピーを提出してください。

地質調査	☐ 計算業務	☐ 資料等整理	☐ 施工管理
補償関係コンサルタント	☐ 地質調査	☐ 土地評価	☐ 物件
	☒ 土地調査	☐ 営業補償・特殊補償	☐ 事業報告
	☐ 機械工作物	☐ 総合補償	☐ 不動産鑑定
	☐ 補償関連		

注 1 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。

注 2 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。なお登録がない場合でも「建築一般」以外の部門は希望することができます。

注 3 工事監理（建築）、工事監理（電気）及び工事監理（機械）については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合チェックしてください。

注 4 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできません。

※注4

■有資格者数

測量	5 測量士	☐ 測量士補	
建築関係建設コンサルタント	2 構造設計一級建築士	☐ 設備設計一級建築士	2 一級建築士
	☐ 建築設備士	1 二級建築士	☐ 建築積算士(建築積算資格者)
土木関係建設コンサルタント	3 技術士(機械部門)	☐ 技術士(電気・電子部門)	5 技術士(建設部門)
	☐ 技術士(農業部門)	☐ 技術士(森林部門)	☐ 技術士(水産部門)
	☐ 技術士(情報工学部門)	☐ 技術士(応用理学部門(地質))	5 技術士(上下水道部門)
	☐ 技術士(総合技術監理部門(地質を除く対象科目))	☐ APECエンジニア	5 一級土木施工管理技士
	☐ 環境計量士	☐ 第一種電気主任技術者	☐ 第一種伝送交換主任技術者
	☐ 線路主任技術者	☐ RCCM	
地質調査	☐ 技術士(建設部門(土質及び基礎))	☐ 技術士(応用理学部門(地質))	☐ 技術士(総合技術監理部門(地質))
	☐ 地質調査技士		
補償関係コンサルタント	☐ 不動産鑑定士	2 土地家屋調査士	☐ 司法書士
	☐ 補償業務管理士		

■有資格者数合計

測量	5 人	5 人	☐ 人	☐ 人
建築関係建設コンサルタント業務	4 人	4 人	1 人	1 人
土木関係建設コンサルタント業務	13 人	13 人	5 人	5 人
地質調査業務	☐ 人	☐ 人	☐ 人	☐ 人
補償関係コンサルタント業務	☐ 人	☐ 人	2 人	2 人

※別紙「総合数値算出表」(様式21-2)にX欄・Y欄の人数を入力し、総合数値を算出してください。

【有資格者数合計】
有資格者数を入力すると、自動計算で入力されます。

※ 1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。(技術士、環境計量士、RCCM、地質調査技士及び補償業務管理士について、1人で複数部門の資格を有している場合を含む。)

※ 技術士において同一部門において選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して計上してください。ただし、1人で同一種類である「1・2級」、「士、士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上してください。

※ 1級建築士の免許を受けているものが、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている場合は、1級建築士の欄には計上しないでください。構造設計・設備設計両方交付されている者は、それぞれ重複して入力してください。

下記に該当する場合は、その登録を受けていることを証する書類を提出してください。

1	測量業者	測量法(昭和24年法律第188号)55条による登録を受けている場合 ⇒ 測量業者登録証明書
2	建築士事務所	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録を受けている場合 ⇒ 建築士事務所登録証明書
3	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録を受けている場合 ⇒ 現況報告書の副本の写し
4	地質調査業者	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録を受けている場合 ⇒ 現況報告書の副本の写し
5	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録を受けている場合 ⇒ 現況報告書の副本の写し
6	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合 ⇒ 不動産鑑定業者であることを証する書面
7	土地家屋調査士	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録を受けている場合 ⇒ 土地家屋調査士であることを証する書面(2人以上所属しているときは、1人のみについて提出)
8	司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合 ⇒ 司法書士であることを証する書面(2人以上所属しているときは、1人のみについて提出)
9	計量証明事業者	計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録を受けている場合 ⇒ 計量証明事業者であることを証する書面

4

- 年間平均実績高の「直前 2 年間平均」
- 自己資本金の「自己資本額」
- 有資格者数
- 営業年数等の「営業年数」

A
B
C
D

【総合数値】
A、B、C、Dを入力すると、
自動計算で入力されます。

入力画面に戻り、希望業種を選択後、「総合数値算出表」で算出した総合数値を入力します。

※業者登録受付システムで入力する総合数値は、自動計算されませんので、必ず「様式21-2 測量・建設コンサルタント等総合数値算出表」で算出し、総合数値を入力してください。

※各項目を入力して【提出内容確認】ボタンをクリックしてください。
※前の画面に戻る場合は【戻る】ボタンをクリックしてください。ただし、入力した内容は登録されません。

[戻る](#)

5